
臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年（2026年）3月

<目次>

はじめに.....	5
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画.....	6
◆第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	6
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	6
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	7
第3節 政府の感染症危機管理の体制.....	8
◆第2章 市行動計画の作成と危機管理対応.....	9
第1節 市行動計画の作成.....	9
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	9
第3節 市行動計画改定の目的.....	9
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	10
◆第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	10
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	10
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	11
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	13
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	15
第5節 対策推進のための役割分担.....	18
◆第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目.....	21
第1節 市行動計画における対策項目等.....	21
◆第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等.....	25
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	26
◆第1章 実施体制.....	26
第1節 準備期.....	26
第2節 初動期.....	27
第3節 対応期.....	28
◆第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	29
第1節 準備期.....	29
第2節 初動期.....	31
第3節 対応期.....	32
◆第3章 まん延防止.....	34
第1節 準備期.....	34
第2節 初動期.....	34
第3節 対応期.....	35

◆第4章	ワクチン.....	37
第1節	準備期.....	37
第2節	初動期.....	38
第3節	対応期.....	40
◆第5章	保健.....	42
第1節	準備期.....	42
第2節	初動期.....	43
第3節	対応期.....	43
◆第6章	物資.....	44
第1節	準備期.....	44
第2節	初動期.....	44
第3節	対応期.....	45
◆第7章	市民生活及び地域経済の安定の確保.....	46
第1節	準備期.....	46
第2節	初動期.....	47
第3節	対応期.....	47
資料編	49
1	略称又は用語集.....	49
	(※本文中の*印は、略語又は用語集に定義した用語である。)	
2	庁内関係課会議(策定委員会)名簿.....	52
3	事務局.....	52

はじめに

国は、平成25年4月「新型インフルエンザ等*対策特別措置法」(以下「特措法*」という。)を施行した。この法律は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速にまん延の恐れのある新感染症が、将来的に国民の生命のみならず国民生活及び社会経済に重大な影響を及ぼす可能性を想定し、その対策を強化することを目的としている。また、国は同年4月、一旦感染症危機*が発生した際に、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体・事業者等が互いに連携と協力を行い、感染症の発生段階に応じて行動することができる指針を作成し、これを「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)とした。

その後、国は、政府行動計画の数次の部分的な改定を行ってきたが、特に令和元年12月以降、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が国民の生命及び国民生活・社会経済に与えた影響は大きく、その際の新型コロナへの対応の経験を踏まえ、令和6年7月に抜本的な改定を行った。

本市は、国が平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定したことを受け、平成20年8月に「臼杵市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その間、平成21年4月にメキシコで確認された新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的大流行、そして平成25年4月の国の特措法の施行、同年6月の政府行動計画の策定及び同年10月の「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を踏まえ、特措法第8条に基づき、平成27年3月に「臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)へと改訂を行い、令和2年4月に一部変更を行った。

今般の市行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画の改定、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。市は、市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事*には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)、新型コロナが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ*の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

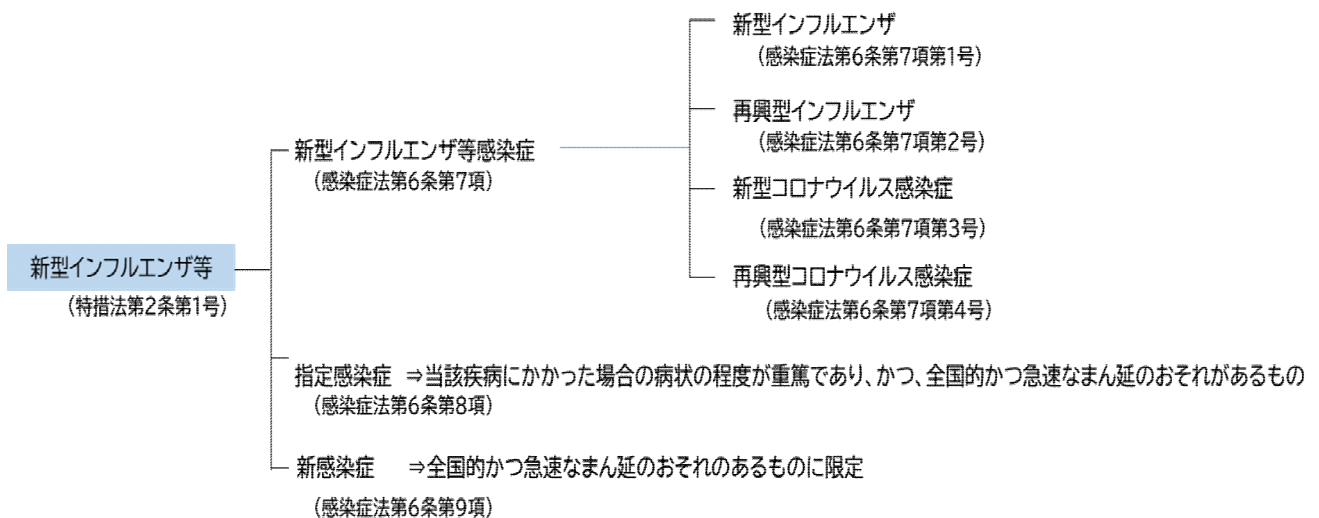
さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。特措法は、病原性*が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置*、緊急事態措置*等の特別の措置を定めたものであり、感染症法*等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)である。

【新型インフルエンザ等の法律上の分類】



第3節 政府の感染症危機管理体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法(昭和22年法律第5号)を改正され、2023年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁(以下「統括庁」という。)が設置された。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。

あわせて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部が設置された。

さらに、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、2025年4月に国立健康危機管理研究機構*(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)が設置された。

政府の感染症危機管理体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHS から感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制が整備された。

第2章 市行動計画の作成と危機管理対応

第1節 市行動計画の作成

本市では、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた体制整備を進めるため、平成20年8月に「市行動計画」を策定した。その後、平成21年4月にメキシコで確認された(A/H1N1)の世界的流行等で得られた知見や教訓、及び平成24年5月に策定された特措法を踏まえ、県との連携を図りつつ、数次の改定を経てきた。

令和6年7月の政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス等の新たな呼吸器感染症等の流行をも想定し、発生した感染症の特定に応じて対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画の見直し、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての経験や検証等を通じ、適時適切に見直しを行うこととする。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和2年から3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであった。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての国民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

第3節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、新型コロナ対応を振り返り、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

<参考:政府行動計画改定の際に整理された課題と目標>

～令和5年9月からの国の推進会議において新型コロナ対応を振り返り、整理された課題～	
課題	●平時の備えの不足
	●変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
	●情報発信
新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たって、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すための目標	
目標	○感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
	○国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
	○基本的人権の尊重

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内ひいては市内への侵入も避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが、り患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。(特措法第1条)。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 市は、県が行う適切な医療の提供に協力することより、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び活動や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 市は県と連携し、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
- 不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限、在宅ワーク、対面・オンライン併用(ハイブリッド)会議等の体制整備の推奨を行う。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市では、国から提供される科学的知見及び各国の対策も踏まえ、地理的な条件、人口、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、新型インフルエンザ等の発生時期に応じた戦略を確立する。(図表1)。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、市は感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性*等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下するおそれがあることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等、咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

(図表1) 新型インフルエンザ等の発生時期に応じた戦略(準備期・初動期・対応期)

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制の確認、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発や市、事業者による業務継続計画(BCP)*等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられるおそれがある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行うことが必要であり、検疫措置等、国の水際対策等の情報を確認する。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や県と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与*の検討、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。地域の実情等に応じて、国、県、関係機関等と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫の支援を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、国の方針等を確認し、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1)有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価*の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、これまでの行動計画では、未発生期・海外発生期・国内発生期・国内感染期・小康期としていたが、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

以下表に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。(図表2)

さらに、感染や重症化しやすいグループ(特に子ども*や高齢者の場合)に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

(図表2) 国・県の「感染症発生状態と対応シナリオ」

<対応シナリオ>		国発生段階	状態	県発生段階	状態
準備期		未発生	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
初動期(A)		海外発生期 (国内未発生)	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
		国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学*調査で追える状態	県内未発生	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
対応期	国内発生早期			国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内発生早期
		県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態			
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			
特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)		終息	全数把握は必要なく、定点把握等で発生動向の把握が可能な状態		

初動期(A):発生した感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにする時期

感染症の急速なまん延及びそのおそれがある事態を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められ実行されるまでの期間。

対応期(B):封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状に関する知見が限られている中で、諸外国の感染動向も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレバンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

対応期(C-1):病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

対応期(C-2):ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬が普及することで、新型インフルエンザ等への対応能力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。

対応期(D):特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫獲得が進み、病原体の病原性や感染性等が低下し、新型インフルエンザ等への対応能力が一定水準を上回ったことにより、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(エ) ワクチン接種提供体制の平時の備えや取組

ワクチン接種提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、平時からの取組を進める。

(オ) DX の推進や人材育成等

事務作業等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、県等関係者との連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、国と地方公共団体との連携、研究開発への支援、国際的な連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、市は、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。市は県と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なりスク評価の仕組みを構築する。

(イ)ワクチン接種提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事にはワクチン接種提供体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。市は適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。個々の対策の切替えの判断の指標や考慮要素については、県の動向や情勢を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(エ)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ)市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用等制限の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。(特措法第5条)

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となるおそれがある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、取り組むべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部(特措法第34条)は、政府対策本部、大分県新型インフルエンザ等対策本部(特措法第22条。以下「県対策本部」と)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する(特措法第36条第2項)。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1)国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議*」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2)地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定*を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会等を通じ、予防計画*や医療計画*等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市の役割】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

市は、県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

(3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等*の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4)指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【指定公共機関*】:独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

【指定地方公共機関*】:都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

(5)登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。(特措法第4条第3項)

(6)一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる(特措法第4条第1項及び第2項)ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7)市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする(図表3)。

(図表3) 市行動計画の主な対策項目(県行動計画との比較)

県行動計画		市行動計画	
(改正前) 対策項目6項目	【改定後】 対策項目13項目	(改正前) 対策項目6項目	【改定後】 対策項目7項目
①実施体制	①実施体制	①実施体制	①実施体制
②情報収集	②情報収集・分析	②情報収集・提供・共有	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	③サーベイランス*		
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション*		
	⑤水際対策		
④予防・まん延防止	⑥まん延防止	③予防・まん延防止	③まん延防止
	⑦ワクチン	④予防接種	④ワクチン
⑤医療	⑧医療	⑤医療	
	⑨治療薬・治療法		
	⑩検査		
	⑪保健		⑤保健
	⑫物資		⑥物資
⑥社会・経済機能の維持	⑬県民生活・県民経済	⑥市民の生活及び経済の安定の確保	⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

(2)対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関、事業者等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を総合的に推進していくことが重要である。(特措法第8条第2項第一号)

そのため、市においては、新型インフルエンザ等の発生に備え、各部局において関係機関間と緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や県や保健所が実施する実践的な訓練などへの参加等を通じて対応能力を高めておくほか、「臼杵市新型インフルエンザ等対策推進会議」(以下「市対策推進会議」という。)を通じて、準備状況の確認を行い、取組を推進する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときは、直ちに「臼杵市新型インフルエンザ等対策本部条例」(平成25年条例第5号。以下「条例」という。)に基づく対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第34条)

【常設会議】

<実施体制>

<臼杵市新型インフルエンザ等対策推進会議>	
会長	保険健康課長
副会長	総務課長
委員	財務経営課長、秘書・総合政策課長、防災危機管理課長、DX戦略課長、部落差別解消推進・人権啓発課長、環境課長、保険健康課長、高齢者支援課長、福祉課長、こども子育て課長、上下水道課長、産業観光課長、市民生活推進課長、教育総務課長、学校教育課長、消防本部警防課長
事務局	保険健康課



緊急事態宣言*

※緊急事態宣言前に任意で設置する場合があります、本市は、県が対策本部を立ち上げた時点、またはその設置が必要と判断した時点で市対策本部を設置する。

【対策本部】

<臼杵市新型インフルエンザ等対策本部>		
本 部 会 議	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	政策監、総務課長、財務経営課長、秘書・総合政策課長、防災危機管理課長、DX戦略課長、部落差別解消推進・人権啓発課長、環境課長、保険健康課長、高齢者支援課長、福祉課長、こども子育て課長、上下水道課長、産業観光課長、市民生活推進課長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、消防長
各部	総務対策部、保健福祉対策部、市民生活対策部、社会基盤整備部、経済対策部、教育対策部、消防対策部 ※各部の事務分掌については、規則で定める。	
事務局	総務課	

【対策本部の役割】

<本部会>

臼杵市新型インフルエンザ等対策本部

本部長は市長、副本部長は副市長と教育長が務め、最高意思決定を担う。

【本部員】 政策監、総務課長、財務経営課長、秘書・総合政策課長、防災危機管理課長、DX戦略課長、部落差別解消推進・人権啓発課長、環境課長、保険健康課長、高齢者支援課長、福祉課長、こども子育て課長、上下水道課長、産業観光課長、市民生活推進課長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、消防長

<本部会の役割>

①感染防止及び
予防対策

②適切な医療情
報の提供

③社会機能の維
持対策

④関係機関との
連絡調整

⑤市民への広報、
啓発等の協議

<事務局>

<総合情報対策>

(事務局長:総務課長)

【役割】

- ①情報の収集・提供
- ②広報・報道対応
- ③総合相談窓口
- ④BCP・体制

<健康危機管理対策>

(副事務局長:保険健康課長)

【役割】

- ①情報の収集・共有
- ②感染拡大防止(ワクチン含む)
- ③相談窓口(予防、治療)

<各部(全ての課)>

<7つの対策部>

総務対策部・保健福祉対策部・市民生活対策部・社会基盤整備部・経済対策部・教育対策部・消防対策部

<役割・各部計画の実施>

※各部の事務分掌については、規則で定める

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。(特措法第8条第2項第二号イ)

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。(特措法第8条第2項第二号ロ)

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたりリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置が行われる。

一方で、特措法第5条において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しが機動的に行われることになる。

また、市は、観光客の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光客への正確な情報の提供に努めるなど、県と連携して取組を進める。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国における開発・生産はもとより、接種に当たって市は、県や他自治体と協力し、円滑な接種体制の構築を行う。(特措法第8条第2項第二号ロ)

⑤ 保健

市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、市民の理解や協力を得る。

また、市は、県が実施する健康観察*に協力する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、医療機関等を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。また、新型インフルエンザ等の発生時には、需給状況を把握し、不足が懸念される場合は、国や県に支援を要請し、備蓄を供給できる体制を整える。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶおそれがある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。(特措法第8条第2項第二号ハ)

また、指定(地方)公共機関は、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練等の実施により、平時の備えについて点検や改善につなげていくことが極めて重要であるため、県及び市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取組むことを検討する。

(2)定期的なフォローアップと市行動計画の必要な見直し

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、適宜、市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期(実施体制)

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。(特措法第8条第2項第1号)

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(特措法第8条第7項及び第8項)【保険健康課】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【総務課】
- ③ 市は、全庁での対応体制の構築のため、感染症対策部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【総務課、保険健康課】

1-2 実践的な訓練の実施

- ① 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。県や県内他市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【保険健康課、総務課】

1-3 県及び地方公共団体等の連携強化

- ① 市は、国、県及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【保険健康課、総務課】
- ② 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【保険健康課】

第2節 初動期(実施体制)

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応【担当課】

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、市は、市対策本部を設置する。
(特措法第15条)【総務課】
- ② 県と連携して、国が決定した基本方針に基づき、市内における対処方針を市民に広く周知する。
【保険健康課、総務課】
- ③ 市は、必要に応じて、市行動計画を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務課】

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。(特措法第69条及び第70条)
【財務経営課、秘書・総合政策課】

第3節 対応期(実施体制)

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 対策の実施体制

- ① 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、直ちに市対策本部を設置する。
【総務課、保険健康課】
- ② 市及び関係機関は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や地域経済活動に関する情報等を継続的に共有する。
【保険健康課】
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総務課】

3-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務をできなくなったと認めるときは、県や他市町村に対し、特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行を要請する。(特措法第26条の2第1項)【総務課】
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(特措法第26条の3第2項)【総務課】

3-3 必要な財政上の措置

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講ずる。
【財務経営課】
- ② 市は、国からの財政支援(特措法第69条、第69条の2第1項、第70条第1項及び第2項)を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債を発行して財源を確保し(特措法第70条の2第1項)、必要な対策を実施する。【財務経営課、秘書・総合政策課】

3-4 緊急事態宣言の手続

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。(特措法第34条第1項)市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(特措法第36条第1項)【総務課】

3-5 市対策本部の廃止

- ① 県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、適宜対処方針を変更する。【総務課、保険健康課】
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言や府県対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。(特措法第25条)【総務課】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー*(物事を理解する能力)を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る必要がある。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 (感染症に関する情報提供・共有)

- ① 市は、平時から国や県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、感染対策、感染症の発生動向等の情報を収集する。
- ② 市内の新型インフルエンザ等の発生の状況については、保健所、医師会等と連携して把握に努める。
- ③ 市は、平時から、新型インフルエンザ等に関する基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。(特措法第13条第1項)
- ④ 個人レベルの感染対策(医療機関の適切な受診方法等)が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発を行う。
- ⑤ 平時から白杵市医師会協力の下、市内医療機関における感染状況の把握・市民への公表をする。
- ⑥ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の福祉保健部門や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課】

1-2 偏見・差別等に関する啓発

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(特措法第13条第2項)【部落差別解消推進・人権啓発課】

1-3 体制の整備等

- ① 発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体(ホームページ、広報誌、SNS、文字放送等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手[コミュニケーションに障がいのある方や外国人等])に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。また、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、情報提供に活かしていく。
【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、部落差別解消推進・人権啓発課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課】
- ② 市として新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、国や県の情報を共有するとともに、発表の方法等については、関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。
【秘書・総合政策課、保険健康課】
- ③ 県、指定(地方)公共機関、関係団体との情報共有を行うため、緊急時に情報提供できる連絡体制を構築する。【保険健康課、総務課】

1-4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等の確認を含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、部落差別解消推進・人権啓発課】
- ② 市は、必要に応じて、市民等からの相談に応じるための相談窓口等の設置の準備を行う。
【保険健康課、総務課】
- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションについて、職員に対する研修を実施するほか、手法の充実や改善に努める。
【保険健康課、総務課】

第2節 初動期(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応【担当課】

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

<情報収集>

- 新型インフルエンザ等対策や発生動向に関する国内外の情報を収集する。
引き続き保健所、医師会等と連携し、市内のインフルエンザ等の発生状況の把握に努める。
- 県や他市町村の対策の方針・理由等について、双方向の情報共有を行う。

<情報提供>

- 国及び県が発信する情報を入手し、迅速に市民への情報提供に努める。また、新型インフルエンザ等の発生状況や今後、県や市で実施する対策について、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。

<白杵市医師会「新型コロナウイルス」ならびに「インフルエンザ」感染状況報告>

- 引き続き、白杵市医師会協力の下、市内医療機関における感染状況を把握し、公表する。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課】

2-2 体制整備

- ① 市として新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、国や県の情報を共有するとともに、発表の方法等については、関係者やマスコミ関係者と発表の準備を行う。
- ② 発生状況に応じた市民への情報提供の際に、情報の届きにくい人(外国人、障がい者等)にも配慮しながら、迅速に情報提供を行う。

【秘書・総合政策課、部落差別解消推進・人権啓発課、保険健康課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課】

2-3 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 必要に応じ、市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国や県が示す適切な情報提供を行う。
- ② 市民から、相談窓口等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて県等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課】

2-4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

【部落差別解消推進・人権啓発課、秘書・総合政策課、保険健康課】

第3節 対応期(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

<情報収集>

- 引き続き、新型インフルエンザ等対策や発生動向に関する国内外の情報を収集する。
- 引き続き、保健所、医師会等と連携し、市内のインフルエンザ等の発生状況の把握に努める。
- 県や他市町村の対策の方針・理由等について、双方向の情報共有を行う。

<情報提供>

- 引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、迅速に市民への情報提供に努める。また、新型インフルエンザ等の発生状況や今後、県や市で実施する対策について情報提供・共有する。
- 特に、個人一人ひとりが取るべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
- 学校・こども園等へ感染対策についての情報を適切に提供する。

<白杵市医師会「新型コロナウイルス」ならびに「インフルエンザ」感染状況報告>

- 引き続き、白杵市医師会協力の下、市内医療機関における感染状況を把握し、公表する。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 引き続き、市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国や県が示す適切な情報提供を行う。
- ② 市民から、相談窓口等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて県等に報告するとともに、必要に応じてコールセンターの設置を検討する。また、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課】

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないよう配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害が生じないよう冷静な対応を市民に呼びかける。

【部落差別解消推進・人権啓発課、秘書・総合政策課、保険健康課】

3-4 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行う。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課、部落差別解消推進・人権啓発課、産業観光課】

3-5 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

- ① 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【保険健康課】

3-6 こどもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

- ① 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

【こども子育て課、学校教育課、高齢者支援課、福祉課】

3-7 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

- ① 市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課】

第3章 まん延防止

第1節 準備期(まん延防止)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市立小中学校、こども園、高齢者・障がい者の通所施設等における、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 地域・社会レベルでの対策の周知について、県が行う、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- ④ 感染防護用品の備蓄について、市は、平時から市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める
【保険健康課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課、防災危機管理課】

第2節 初動期(まん延防止)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応【担当課】

2-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、国・県等から感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報等、有効なまん延防止対策に資する情報収集を行う。**【保険健康課】**
- ② 市は、県内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(白杵市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画 令和2年4月作成)
【総務課】

2-2 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 感染対策の実施として換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の徹底を啓発する。県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底すると共に、学級閉鎖・学年閉鎖・休校(以下臨時休業という)についての連絡体制を確認する。【学校教育課、保険健康課】

第3節 対応期(まん延防止)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、国が決定する緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 基本的な感染対策に係る要請等

- ① 市は、国や県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を推奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。
- ② り患が疑われる場合は、適切な検査や受診時期や受診方法について、情報提供を行う。
- ③ り患した患者については、症状が軽快しても所定の期間(感染力が無くなるまで)外出しないよう呼びかけを継続する。家庭内での感染対策の実施方法(隔離等)について情報提供を行う。

【保険健康課、総務課】

3-2 臨時休業等の要請

- ① 感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、国・県が示す学校・保育施設等における感染対策の実施の目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行う。(学校保健安全法第20条)

【学校教育課】

3-3 その他の事業者に対する要請

- ① 市は、国や県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を推奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を推奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- ② 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ③ 市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる感染リスクが高い場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するよう要請する。
- ④ 市は、必要に応じて、事業者などに対して、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ⑤ 市は、国や県と連携し、事業者や公共交通機関等に対し、利用者のマスクの着用の励行等の自主的な感染対策を講ずるよう依頼する。
- ⑥ 市の施設の閉鎖や、市主催行事は中止または延期を検討する。

【保険健康課、総務課、秘書・総合政策課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課、産業観光課】

3-4 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 (こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合)

- ① こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する感染リスクや重症化リスクが高い者の場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。例えば、こどもの場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響も留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者への感染拡大防止にも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、臨時休業の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

【保険健康課、総務課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課、産業観光課】

第4章 ワクチン

第1節 準備期(ワクチン)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備、確認を行う。(特措法第8条第2項)

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 ワクチン接種に必要な資材の供給体制

- ① 市は、平時から集団接種等に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【保険健康課】

1-2 ワクチンの供給体制

- ① 市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、平時より、県、白杵市医師会(以下「医師会」という。)、医療機関等と連携し、ワクチン供給体制が整えられるようにしておく。【保険健康課】

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

- ① 市は、医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備、確認を平時から行う。【保険健康課、総務課】

1-3-2 特定接種

- ① 特定接種については、国が対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定め、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することから、市は、必要に応じて協力する。また、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。【保険健康課】
- ② 地方公務員については、特定接種の対象となる得るため、市は、本市職員の対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- 特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療提供や国民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者(登録事業者)の従業員や対策の実施に携わる公務員に対して必要に応じ行う予防接種をいう。実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は国が基本的対処方針で定める。
- 【保険健康課、総務課】

1-3-3 住民接種

- ① 市は、国又は県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(予防接種法第6条第3項) 【保険健康課】
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。【保険健康課】
- ③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討する。【保険健康課】
- 住民接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与え、国民生活や経済の安定が損なわれることがないようにするために、住民に対して実施する予防接種をいう。接種対象者や接種順位等の詳細については、国が基本的対処方針で定める。

<p>1-4 情報提供・共有</p> <p>1-4-1 住民への対応</p> <p>① 予防接種については、ワクチン接種を迷ったりためらったりする「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」が世界的な健康への脅威の一つとして挙げられている。そのため市は平時から予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)にとって分かり易い情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取り組みを進める。 【保険健康課】</p>
<p>1-4-2 市における対応</p> <p>① 市は、定期的な予防接種の実施主体として、医師会等の関係機関との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。【保険健康課】</p>
<p>1-4-3 関係各課との連携</p> <p>① 予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び関係各課(福祉課、高齢者支援課、こども子育て課、学校教育課等)との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。【保険健康課】</p>
<p>1-5 DXの推進</p> <p>① 市の予防接種システム(健康管理システム)について、国が示す標準仕様書に沿って改修等の基盤整備を行う。【保険健康課、DX戦略課】</p>

第2節 初動期(ワクチン)

(1) 目的

準備期から構築した接種体制を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、医師会や医療機関等と連携しながら、速やかに予防接種が開始できるよう準備を進める。

(2) 所要の対応【担当課】

<p>2-1 接種体制の構築</p> <p>① ワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、予算措置等、国からの情報を収集する。 【保険健康課】</p> <p>② 市は、国の方針を踏まえ、ワクチン接種に必要な資材や接種会場等について適切に確保する。 【保険健康課】</p> <p>③ 予防接種を行うために必要な医療従事者等の確保等、医師会及び市内医療機関の協力を得て、接種体制の構築を行う。【保険健康課】</p> <p>④ 接種を実施する際には、大幅な業務量の増加が見込まれるため、組織・人事管理を担う課も関与し人員確保を行う等、全庁的な実施体制を整える。【総務課】</p> <p>⑤ 集団接種会場の運営、コールセンター等、外部委託できる業務については、委託を検討する等、業務負担の軽減策を検討する。【保険健康課】</p>

2-2 接種体制

2-2-1 特定接種

- ① 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するため、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。国からの要請を受けて特定接種の対象者に対し、速やかに接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【保険健康課】

2-2-2 住民接種

- ① 市は、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて摂取予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【保険健康課】
- ② 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当課等を決定した上で、予防接種の円滑な推進を図るために、市の関係各課と連携し取り組む。【保険健康課】
- ③ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の高齢者福祉課等、医師会等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。【保険健康課】
- ④ 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めるとともに必要な設備の整備等の手配を行う。【保険健康課】
- ⑤ 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出等手続の準備を進める。必要な医療従事者等の人数等について医師会及び市内医療機関等と協議を始める。なお、具体的な医療従事者等の業務例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等や接種後の状態観察を担当する者が想定される。また、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当すること等が考えられる。【保険健康課】
- ⑥ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、適切に対応できるよう物品の準備や、必要に応じて速やかに治療や搬送ができるよう医師会や消防等の関係機関との調整を行う。【保険健康課】
- ⑦ 感染性産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議する。【保険健康課】

第3節 対応期(ワクチン)

(1) 目的

国、県の方針に基づき、構築した接種体制により迅速に予防接種を開始する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、医師会等の関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

ワクチンを接種したことによる副反応や健康被害が発生した場合に備え、救済制度等の周知に努める。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、市に割り当てられた量の範囲内で、医師会と相談しながら、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当て量の調整を行う。【保険健康課】
- ② 市は、ワクチン及び接種に必要な資材の供給に滞りや偏在等が生じた場合には、地域間の融通等について、必要に応じ県に調整を依頼する。【保険健康課】

3-2 接種体制

- ① 市は、国、県、関係各課、医師会等の関係機関と連携し、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【保険健康課】

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 市職員に対する特定接種の実施

- ① 国が、特定接種を実施することを決定した場合、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員を対象に本人の同意を得て特定接種を行う。【保険健康課、総務課】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、医師会や医療機関と連携し、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【保険健康課】
- ② 市は、予約・受付体制を構築し、接種を開始する。【保険健康課】
- ③ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【保険健康課】
- ④ 市は、集団接種を実施する場合、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。【保険健康課、総務課】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。【保険健康課】
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢者支援課等関係各課、医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。【保険健康課】

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、国からの要請に基づき国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【保険健康課】
- ② 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について周知を行う。【保険健康課】
- ③ 周知方法について、市報やチラシ等の紙での周知の他に、ウェブサイトやSNSを活用して周知を行う。【保険健康課】

3-2-2-3 接種体制の拡充

- ① 市は、感染状況・接種状況を踏まえ、接種未実施の医療機関に対して接種を依頼するとともに、必要に応じて接種機会(夜間・休日等)の拡充等を検討する。【保険健康課】

3-2-2-4 接種記録の管理

- ① 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理する。【保険健康課、DX戦略課】

3-3 健康被害救済

- ① 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【保険健康課】
※健康被害救済制度とは、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う制度をいう。

第5章 保健

第1節 準備期(保健)

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機発生時の中核となる存在であることから、県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から管内市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化することが求められる。

市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修等への参加、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成確保、業務量の想定等を行うことにより、有事に保健所が感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施し、その機能を果たすことができるようにする。

特に、新型インフルエンザ等の発生時に、保健所から市町村への協力要請があった際には業務や人員の調整が必要となる。

また、県は必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者*に関する情報等の共有を行い、食事やサービスの提供等への支援についても、市町村へ協力要請を求める場合も想定される。

その際、市の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

- ① 市は県及び保健所と連携し、感染症対応が可能な専門職を含む人材の育成に努める。【保険健康課】

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約の検討を行う。また、保健所からの要請に応じて人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。
- ② 市は業務継続計画の策定を行い、感染症有事体制に備える。業務継続計画の適宜見直しを新型インフルエンザ等対策行動計画の視点(職員数、リモートワーク等)も考慮し進めるとともに、職員間で共有する。【総務課、保険健康課】

1-3 県及び保健所との連携体制の構築

- ① 市は、市内の自宅療養中の感染者や濃厚接触者への支援について、保健所からの支援要請を想定した有事の際の体制を整備する。【保険健康課】

第2節 初動期(保健)

(1) 目的

発生した感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染経路や感染力、薬剤感受性等)に関する情報に基づいて、準備期に協議した内容を確認し、必要に応じて修正を行うことで、安全かつ確実な実施につなげる。

(2) 所要の対応【担当課】

2-1 新型インフルエンザ等に関する情報の共有と分析

- ① 市は、県や保健所と発生した新型インフルエンザ等の感染経路や感染力、重症化リスク、薬剤感受性等についての情報を共有するとともに、準備の協議の前提となった感染症との特性に大きな違いがないかを確認する。【保険健康課】

2-2 必要に応じて協議内容の見直し

- ① 発生した新型インフルエンザ等の特性が、準備期の協議を前提とした感染症の特性と大きく異なる場合には、県や保健所との協議により、対応を見直す。
【保険健康課】

第3節 対応期(保健)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、その特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことで、市民の生命及び健康を保護する。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 新型インフルエンザ等の特性や感染状況に関する情報共有

- ① 市は、県や保健所と患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等について情報を共有する。【保険健康課】

3-2 健康観察の支援

- ① 保健所は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床の逼迫状況等により、当該患者等に対して自宅で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請(感染症法第44条)や就業制限(感染症法第18条)を行い、定められた期間の健康観察を行うこととなっており、市への協力要請があった際には業務や人員の調整を行い支援に協力する。【総務課、保険健康課】

3-3 日常生活への支援

- ① 市は、県や保健所の求めに応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を行い、日常生活を営むために必要なサービスの提供又は必要に応じてパルスオキシメーター*等の物品の支給等への支援について、業務や人員の調整を行い支援に協力する。【総務課、福祉課、保険健康課】

第6章 物資

第1節 準備期(物資)

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、患者の救急搬送や感染者の支援等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、国や県と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。(特措法第10条)
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。(特措法第11条)【保険健康課、防災危機管理課】
- ② 備蓄状況等、常設会議関係課での情報共有を行い、適切な購入計画を実施し、備蓄体制の維持を図る。【保険健康課、防災危機管理課】
- ③ 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【消防本部警防課】

第2節 初動期(物資)

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応【担当課】

2-1 円滑な供給に向けた準備

- ① 市は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、県などと連携して必要な対応を要請する。【保険健康課、防災危機管理課】

第3節 対応期(物資)

(1) 目的

感染症対策物資等の不足が長期化することにより、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 不足物資の供給等適正化

- ① 市は、感染症対策物資等の供給が不足している場合又は今後不足するおそれがある場合は、国・県などと連携して当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、売渡し、貸付け、輸送、保管の要請等を行う。【保険健康課、防災危機管理課】

3-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

- ① 市は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な感染症対策物資等が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資を互いに融通する等、必要な感染症対策物資等の供給に関し相互に協力するよう努める。【保険健康課、防災危機管理課】

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期(市民生活及び地域経済の安定の確保)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶおそれがある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、事業者等自らも必要な準備を行うことを勧奨する。(特措法第8条)

(2) 所要の対応【担当課】

1-1 情報共有体制の整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【保険健康課、総務課】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
- ② 市は、国からの要請を受けて、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見守り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者を把握するとともに具体的手続を確認する。
【保険健康課、総務課、防災危機管理課、高齢者支援課、福祉課】

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、行動計画又は業務継続計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。(特措法第10条)
- なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(特措法第11条)【保険健康課、防災危機管理課、財務経営課】
- ② 市は、個人や家庭における新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを市民等に推奨する。また、過度な買占めを行わないよう、消費者として適切な行動をとるよう啓発を行う。【保険健康課】

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、国、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見守り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者を把握するとともに具体的手続を確認する。【高齢者支援課、福祉課、保険健康課】

1-5 火葬体制の構築

- ① 市は、県の火葬体制を踏まえ、火葬場設置者や戸籍事務担当部局等の関係機関と調整の上、火葬の適切な実施体制を構築・準備する。
- ② 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
【環境課、市民生活推進課】

第2節 初動期(市民生活及び地域経済の安定の確保)

(1) 目的

市は、国・県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる感染対策等の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民の生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応【担当課】

2-1 遺体の火葬・安置

- ① 市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備えた一時的な安置施設等の確保準備をする。
【環境課、市民生活推進課、防災危機管理課】

第3節 対応期(市民生活及び地域経済の安定の確保)

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応【担当課】

3-1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

- ① 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。
【保険健康課、学校教育課、こども子育て課、高齢者支援課、福祉課】

3-1-2 生活支援を要する者への支援

- ① 市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見守り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。【高齢者支援課、福祉課、保険健康課】

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校施設の使用の制限(特措法第45条第2項)やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育総務課、学校教育課】

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国や県が出した生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな周知・広報を行う。
- ② 市は、国や県が生活関連物資等の配給等を行う場合には、配布窓口を設け、対象者への配布を行うなど適切な措置を講ずる。
- ③ 市は、物資不足や市民の困りごとを集約し、適宜、県へ報告し、迅速な対応を要請する。
【産業観光課、福祉課、保険健康課、総務課】

3-1-5 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

- ① 市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。
- ② 市は、事業者に対しても生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
【産業観光課】

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。
対応については、県が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから、県と連携し実施する。

- ① 市は、臼津広域連合事務局、豊後大野市に対し可能な限り、火葬炉を稼働させるよう要請する。引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるように努める。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ③ 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態など、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(特措法第56条第1項)
【環境課、市民生活推進課、防災危機管理課、総務課】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
【産業観光課】

3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① ゴミ収集・処理
まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置を講ずる。【環境課】
- ② 安定した上下水道の供給
まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させ、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。【上下水道課】

資料編

1 略称又は用語集（五十音順）

用語（掲載ページ）	内容
医療計画 (P18)	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定 (P18)	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、県内にある医療機関との間で締結する協定。
疫学 (P14)	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
関係省庁対策会議 (P18)	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成 16 年 3 月 2 日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
感染症危機 (P5)	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等 (P19)	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）医療機器（薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器）个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法 (P7)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)
業務継続計画（BCP） (P12)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言 (P22)	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

用語（掲載ページ）	内容
緊急事態措置 (P7)	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察 (P24)	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS) (P8)	科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年(2025年)4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
サーベイランス (P21)	感染症・環境汚染・経済等の動向について調査・監視を行うこと。
こども (P13)	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用。
指定公共機関 (P19)	災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。(電気、ガス、輸送、通信などのインフラを担う企業や、日本赤十字社、日本放送協会(NHK)のような公共的機関が含まれる。)
指定地方公共機関 (P19)	国民保護法第2条第2項において、「都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するものをいう。」と規定されている。
新型インフルエンザ等 (P5)	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの。)
特措法 (P5)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
特定新型インフルエンザ等対策 (P28)	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
濃厚接触者 (P42)	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

用語（掲載ページ）	内容
パルスオキシメーター (P43)	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原性 (P7)	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、県行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。
フレイル (P47)	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置 (P7)	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬剤感受性 (P11)	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
有事 (P5)	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画 (P18)	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
予防投与 (P12)	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション (P21)	関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応につなげていくための活動。
リスク評価 (P13)	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
リテラシー (P29)	「読み書きの能力」を意味する言葉ですが、現代では、「物事を適切に理解し活用する能力」というニュアンスで使われることが多い。
ワンヘルス・アプローチ (P6)	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

2 庁内関係課会議（策定委員会）名簿

担当課	職名	氏名
政策監(市民担当兼福祉保健担当)	政策監	柴田 監
総務課	課長	佐世 善之
秘書・総合政策課	課長	望月 裕三
財務経営課	課長	吉良 猛
部落差別解消推進・人権啓発課	課長	寺本 政浩
こども子育て課	課長	竹尾 幸三
高齢者支援課	課長	安藤 隆文
福祉課	課長	大戸 敏雄
教育総務課	課長	佐藤 忠久
学校教育課	課長	新名 敦
防災危機管理課	課長	目原 康弘
消防本部警防課	課長	庄司 哲宏
産業観光課	課長	山木 哲男
上下水道課	課長	村上 和
環境課	課長	麻生 幸誠
市民生活推進課	課長	川辺 宏一郎
保険健康課	課長	川辺 みさご

3 事務局

担当課	職名	氏名
保険健康課(事務局)	課長代理	吉田 律子
	主幹	藤丸 和美
	主幹	原 久美子
	主幹	麻生 智恵美